

日本眼循環学会 湯澤賞規定

第1条

日本眼循環学会(以下「本会」という)は、眼循環研究の発展および中堅研究者の育成を図ることを目的として、湯澤美都子先生のご功績を顕彰し、本規定に基づき「湯澤賞」を授与する。

第2条

湯澤賞は、我が国における眼循環研究の進展および本会の学術活動に顕著な貢献をなした者に授与する。

2. 受賞対象は応募時点で 55 歳未満の会員とする。

3. 過去に若手奨励賞を受賞した者も、異なる業績による場合は応募を妨げない。

第3条

湯澤賞は毎年1名とし、受賞者には副賞(20 万円)を授与する。

第4条

湯澤賞は、応募による立候補制とし、推薦者は、自薦、他薦を問わない。他薦の場合は、所属長(本会会員に限る)、本会理事または名誉会員とする。

2. 候補者は指定の期日までに、次の書類を代表理事に提出しなければならない。

(1)履歴書

(2)業績目録

(3)推薦状(所定様式)

(4)研究テーマおよび講演予定内容の要約

(5)本会への貢献実績(発表・講演等の記録)

3. 提出書類に基づき、受賞決定後の研究・準備期間を設け、翌年の本会総会において受賞講演を行うものとする。

第5条

湯澤賞受賞者の選考のため、湯澤賞選考委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2. 委員会は理事会の承認を得て設置し、委員5名程度で構成する。

3. 委員は理事の中から選出され、委員の互選により委員長を定める。

4. 委員会は、選考経過および結果を代表理事に報告する。

第6条

代表理事は委員会の報告に基づき理事会の承認を得て受賞者を決定し、速やかに候補者および会員に通知する。

第7条

この規定の改正は理事会の議を経て代表理事が行う。

2. 受賞者名は本会ウェブサイトに公表する。

〔附 則〕

1. この規定は、2025 年 11 月 10 日から施行する。